

2026年（令和8年）第6回総会議事録

- 1 告示年月日 2026年（令和8年）6月11日（木）
- 2 通知年月日 2026年（令和8年）6月11日（木）
- 3 開催年月日 2026年（令和8年）6月30日（火）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案に対する意見決定について
議案第6号 福山農業振興地域計画の変更の諮問に対する答申について
議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 6 報告事項
農地法等に係る専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 土屋 智樹 3番 沖 賢二 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 佐藤 泰造 7番 小林 輝仁 8番 石井 洋子
9番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 11番 能宗 秀典 12番 下江 京子
13番 須藤 薫雄 14番 山本 利行 15番 谷本 耕造
- 8 欠席委員
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局長 徳永 嘉則 事務局長補佐 大段 雅之
事務局 小澤 佳弘
松永出張所 花田 宏 北部出張所 中元 進也
神辺出張所 板谷 浩司 沼隈出張所 新井 厚志
以上 7名

1 1 議事内容
午前 1 0 時 0 0 分

事務局長	ただいまから 2 0 2 6 年（令和 8 年）第 6 回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第 3 条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	出席委員 1 5 名全員出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第 1 0 条の規定により議事録署名委員の指名を行います。 議席番号 1 番 佐藤眞子 委員と 議席番号 1 4 番 山本利行 委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	配布資料の「2 0 2 6 年（令和 8 年）第 6 回総会議案書 追加・訂正・取下げ事項」をご覧ください。 議案書別冊 1 ページ 1 番について、備考欄に「賃借権（期間 1 0 年間）」を追加。 次に同ページ 4 番については、取下げ。 続いて 3 5 ページをお願いします。合計欄について「田 1 2 2 筆 1 0 8，1 0 2 平方メートル 畑 2 0 筆 1 7，1 6 5 平方メートル 合計 1 4 2 筆 1 2 8，7 9 2 平方メートル」を「田 1 5 2 筆 1 3 4，4 9 3．4 平方メートル 畑 3 7 筆 2 8，7 2 6 平方メートル 合計 1 8 9 筆 1 6 3，2 1 9．4 平方メートル」に訂正。 追加、訂正、取下げ事項については以上です。

議 長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	東部地区の審議内容について報告します。 東部地区では、6 月 2 4 日午前 9 時 2 0 分から現地調査を行い、午前 1 1 時から市役所 3 階小会議室において地区協議会員 7 名中 6 名の出席により、議案第 1 号 2 件、議案第 2 号 1 件、議案第 3 号 1 件の合計 4 件について審議しました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」1 ページ 1 番と 2 番について報告します。 1 番は、申請地の大門町大字野々浜の田 3 筆 4 0 5 m²について、大門町八丁目の貸人から、伏見町の法人が 1 0 年間の賃借権を設定して借り受けて、ワイン用のぶどうを栽培するため畑として利用して経営規模拡大を図るものです。 2 番は、申請地の曙町五丁目の田 2 筆 1, 6 0 4 m²について、新涯町一丁目の貸人から、川口町四丁目の借人が 3 年間の賃借権を設定して借り受けて、くわいを栽培して経営規模拡大を図るものです。 いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	西部地区の審議内容について報告します。 西部地区では、6 月 2 6 日の 1 3 時 2 5 分からの現地調査に続き、午後 4 時から市役所 3 階小会議室で協議会を開催しました。 委員 1 0 名中 1 0 名の出席により、議案第 1 号 3 件、議案第 3 号 1 件、議案第 4 号 3 件、議案第 5 号 2 9 件、計 3 6 件について審議しました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分

委 員 4 番 野田	決定について」の 3 番、5 番及び 6 番について報告します。 3 番は、沼隈町の受人が、光南町の渡人から申請地に賃借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。 5 番は、水呑町の受人が、大阪市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 6 番は、水呑町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、後継者となるものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、6 月 2 5 日、午前 8 時 3 0 分から関係者により現地調査を行い、午前 1 0 時 3 0 分から松永支所 2 階 2 1 会議室で協議会を開催しました。委員 6 名全員の出席により、議案第 1 号 8 件、議案第 3 号 2 件、議案第 4 号 4 件、議案第 5 号 5 件 合計 1 9 件について審議いたしました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 7 番から 1 4 番について報告します。 7 番は、尾道市の受人が、木之庄町五丁目の渡人から譲り受けて新規就農し、水稻を栽培する計画です。 8 番は、神村町の受人が、本郷町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。 9 番は、東村町の受人が、神村町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。 1 0 番は、金江町の受人が、広島市の渡人から譲り受けて新規就農し、野菜や果樹を栽培する計画です。 1 1 番は、藤江町の受人が、同町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。 1 2 番から 1 4 番は関連案件です。藤江町の受人が、神奈川県横浜市の渡

委 員 7 番 小林	人 3 人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜や果物を栽培する計画です。 受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、6 月 2 5 日の午後 0 時 1 0 分から関係者により、現地調査を行い、午後 3 時 3 0 分から北部支所 3 階の 3 0 2 会議室で協議会を開催しました。 委員 1 3 名中 1 3 名全員の出席により、議案第 1 号 9 件、議案第 3 号 6 件、議案第 4 号 4 件、議案第 5 号 4 6 件の合計 6 5 件について審議いたしました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 5 番から 2 3 番について報告します。 1 5 番は、芦田町の受人が家庭裁判所の審判により申請地を譲り受け、水稻、野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 なお、家事事件手続法により審判が確定した場合は、申請書に当事者の連署は必要でないとの農地法施行規則の規定により、議案書別冊に渡人について記載がないものです。 1 6 番は、芦田町の受人が広島市西区の渡人から申請地を譲り受け、果樹を栽培し、新規就農するものです。 1 7 番は、駅家町の受人が加茂町の渡人から交換により申請地を譲り受け、水稻を栽培するものです。 交換先の土地は、議案第 3 号 5 番で 5 条許可申請をされた土地です。 1 8 番は、駅家町の受人が岡山県倉敷市の渡人から申請地を譲り受け、野菜、果樹を栽培し、経営規模を拡大するものです。 1 9 番は、駅家町の受人が同町の渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 2 0 番は、駅家町の受人が東京都台東区の渡人から使用貸借権を設定して借り受けていた申請地を譲り受け、水稻、野菜、花を栽培し、耕作継続するものです。

委 員 1 0 番 安原	2 1 番は、新涯町の受人が府中市府中町の（亡）渡人の相続人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。 2 2 番は、府中市鶴飼町の受人が御幸町の渡人から申請地を譲り受け、野菜、果樹を栽培し、経営規模を拡大するものです。 2 3 番は、東京都青梅市の法人から、広島市中区の法人が区分地上権を設定し、営農型太陽光発電パネルを設置するものです。議案第 3 号 1 0 番との関連案件です。 以上、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 1 3 番 須藤	神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、6 月 2 5 日、午前 9 時から現地調査を行い、午前 1 0 時 2 0 分から、神辺支所 2 階 2 1 会議室において地区協議会員 8 名中 7 名の出席により、議案第 1 号 7 件、議案第 3 号 4 件、議案第 5 号 3 7 件の合計 4 8 件について審議しました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」2 4 番から 3 1 番について報告します。 2 4 番は、申請地の西中条の田 2 筆計 1, 8 2 9 m²について、湯野の渡人から、西中条の受人が譲り受けて、野菜を栽培し、新規就農をするものです。 2 5 番、2 7 番及び 3 1 番は関連案件です。 2 5 番は、申請地の西中条の田 1, 0 1 1 m²について、2 7 番は、申請地の下竹田の田 9 4 6 m²について、3 1 番は、申請地の平野の田 9 2 6 m²について、東京都青梅市の法人である渡人から、広島市中区の法人である受人が区分地上権を設定し、売電用の営農型太陽光発電パネルを設置するものです。 それぞれ議案第 3 号の 1 1 番、1 2 番及び 1 5 番と関連案件です。 2 6 番は、申請地の上竹田の田 3 7 9 m²について、岡山市中区の渡人から、上竹田の受人が譲り受けて、畑として耕作し、野菜を栽培し、新規就農をするものです。

委 員 1 3 番 須藤	2 9 番と 3 0 番は関連案件です。 2 9 番は申請地の下御領の田 3 筆計 3, 9 9 3 m²について、下御領の渡人から、3 0 番は申請地の下御領の畑 1 1 1 m²について、下御領の渡人から、南蔵王町の農地所有適格法人が譲り受けて、畑として耕作し、野菜を栽培し、経営規模拡大を図るものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 1 号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後は全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。補足説明は以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質 問 等 な し —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。

委 員 1 番 佐藤	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分及び決定について」8 ページ 1 番について報告します。 1 番は、御幸町の申請人が、申請地の御幸町大字上岩成の田 3 筆 9 0 1 m² について、露天駐車場及び私道として利用をするものです。場所は中国中央病院から西へ約 2 5 0 メートルの位置です。 現地調査の結果、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないと認められることから、許可妥当と判断しました。 なお、申請地は既に露天駐車場及び私道として利用されており、顛末書の提出を受けています。 以上です。
議 長	事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 2 号のすべての案件については、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。 また別紙調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からも適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 議案第 2 号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —

議 長	全員挙手により、議案第２号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」９ページ１番について報告します。 １番は、新涯町三丁目の法人が、申請地の新涯町の田１筆５５０㎡について譲り受けて、露天駐車場及び露天資材置場として利用をするものです。 場所は新涯ポンプ場から西へ約５０メートルの位置です。 現地調査の結果、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないと認められることから、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の２番について報告します。 ２番は尾道市の受人が、横尾町の渡人から申請地に賃借権を設定し、借り受け、露天駐車場として整備するものです。 場所は、県立沼南高等学校より、南西に約１００メートルの位置です。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、３番と４番について報告します。 ３番と４番は関連案件です。広島市西区の法人が、金江町の渡人２人から譲り受けて、太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、福山市立精華

委 員 7 番 小林	中学校グラウンドの北側隣接地です。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないため、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 5 番から 1 0 番について報告します。 5 番は加茂町の受人が駅家町の渡人から交換により申請地を譲り受け、農地への進入路にするものです。 交換先の土地は、議案第 1 号 1 7 番で 3 条許可申請をされた土地です。 なお、この申請地については、既に進入路として利用していたため、顛末書の提出を受けています。場所は、加茂交流館の北、約 1 0 0 メートルの所です。 6 番は広島市中区の法人が加茂町の渡人から譲り受け、太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、山野分所の南東、約 4 0 0 メートルの所です。 7 番は駅家町の法人が御幸町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場にするものです。場所は、北部支所の南東、約 1 . 2 キロメートルの所です。 8 番は新市町の受人が同町の渡人から申請地を譲り受け、木造物置、合併浄化槽を設置し利用するものです。 なお、この申請地については、既に木造物置、合併浄化槽を設置していたため、顛末書の提出を受けています。場所は、網引小学校の東、約 6 0 0 メートルの所です。 9 番は広島市西区の法人が新市町の渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、網引小学校の北、約 8 0 0 メートルの所です。 1 0 番は、東京都青梅市の法人から、広島市中区の法人が 1 0 年間の一時転用として借受け、営農型太陽光パネルを設置する支柱基礎部分として利用するものです。議案第 1 号 2 3 番との関連案件です。場所は、常金丸小学校の南西、約 5 0 0 メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生

委 員 10番 安原	じるおそれもなく、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 須藤	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」11番から15番について報告します。 11番、12番及び15番は関連案件です。 11番は、申請地の西中条の田1,011㎡のうち1,31㎡について、 12番は、申請地の下竹田の田946㎡のうち1,29㎡について、 15番は、申請地の平野の田926㎡のうち1,31㎡について、 東京都青梅（おうめ）市の法人である渡人から、広島市中区の法人が10年間の一時転用として借受け、営農型太陽光パネルを設置する支柱基礎部分として利用するものです。 それぞれ議案第1号の25番、27番及び31番と関連案件です。 14番は、申請地の下御領の畑1,764㎡について、下御領の渡人から、廿日市市の受人が30年の賃借権を設定して借り受けて、露天駐車場として利用するものです。 なお、14番については、申請地の進入路付近に碎石を敷いていたため、顛末書の提出を受けています。 現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第3号の案件についての補足説明でございます。11ページ11番は、昭和62年度から平成元年度にかけて鳥の子地区の農林事業として、12番は昭和44年度から昭和55年度にかけて八尋農業構造改善事業として、12ページ15番は、平成15年度に布面地区農業用排水施設整備事業としてそれぞれ整備された第1種農地でございます。

事務局	また、１１番、１２番、１５番を除くその他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第３種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地及び第３種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第２種農地として判断されます。 別紙調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からも適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第３号１０番、１１番、１２番、１５番は、常設審議委員会への意見聴取案件となります。補足説明は以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第３号について、１０番、１１番、１２番、１５番は許可相当として常設審議委員会への意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全 員 挙 手 —
議長	全員挙手により、議案第３号について、１０番、１１番、１２番、１５番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第４号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委員 ４番 野田	議案第４号「非農地証明について」の１番から３番について報告します。 １番は、昭和５６年頃から物置及び露天駐車場として利用し、現在に至ります。場所は、福山市沼隈体育センターより、南西に約２００メートルです。

委 員 4 番 野田	2 番は、昭和 6 0 年頃から露天駐車場として利用し、現在に至ります。場所は、福山市立熊野小学校より、南東に約 7 0 0 メートルです。 3 番は、昭和 6 0 年頃に居宅を建築して以降、宅地として利用し、現在に至ります。場所は、鞆未来トンネルの出入り口より、南に約 2 0 0 メートルです。 いずれも非農地として証明することに問題ないものと判断しました。 以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	議案第 4 号「非農地証明について」の 4 番から 7 番について報告します。 4 番は、三之丸町の申請人が、昭和 6 0 年頃から作業場として利用していたものです。場所は、吉田池から、東へ約 6 4 0 メートルのところですか。 5 番は、金江町の申請人が、昭和 6 0 年頃から庭敷として利用していたものです。場所は、後浜池から、西へ約 3 0 メートルのところですか。 6 番は、松永町六丁目の申請人が、昭和 6 0 年頃から宅地として利用していたものです。場所は、福山市立金江保育所から、東へ約 2 0 メートルのところですか。 7 番は、神奈川県横浜市の申請人が、昭和 5 0 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林になったものです。場所は、寺屋敷池から、西へ約 2 5 0 メートルのところですか。 なお、7 番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました 以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	議案第 4 号「非農地証明について」の 8 番から 1 1 番について報告します。 8 番は、岡山県倉敷市の申請人が平成 3 0 年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野になっているものです。場所は、服部交流館の北

委 員 10番 安原	約900メートルの所です。 9番は、岡山県倉敷市の申請人が昭和62年頃から公衆用道路として利用し、現在に至っているものです。場所は、服部交流館の北約900メートルの所です。 10番は、駅家町の申請人が昭和40年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林になっているものです。場所は、服部交流館の西約1.5キロメートルの所です。 11番は、加茂町の申請人が昭和30年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し原野になっているものです。場所は、服部交流館の西約1.5キロメートルの所です。 以上、現地調査を行いました、いずれも農地性はなく農地への復元も困難であり証明妥当と判断しました。 なお、8番、11番の申請地は農振農用地区域内の農地ですが関係部局との調整は整っております。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第5号の審議に入る前に事務局より発言があります。

事務局	議案第５号につきましては、谷本会長、安原委員、下江委員、山本委員の案件が含まれておりますので、「農業委員会等に関する法律第３１条」の議事参与の制限の規定により退席をいただき、議長を岡本職務代理にお願いします。 ― 谷本会長、安原委員、下江委員、山本委員 退席 ―
議長 (職務代理)	それでは議長を交代します 議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委員 ４番 野田	議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見決定について」の１番から２９番について報告します。 合計で、２９件、４４筆、面積３１，４２５平方メートルです。 全て新規分となっており、地目別では、 田：１８筆：１４，１７１平方メートル、 畑：２６筆：１７，２５４平方メートルです。 利用権の設定期間は、 全て令和８年８月１日から令和１８年７月３１日までの１０年間です。 担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。 以上です。
議長 (職務代理)	松永地区の報告をお願いします。
委員 ７番 小林	議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についての、３０番から３４番について報告します。

委 員 7 番 小林	貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。 合計で、5 件、9 筆、面積 6,573.67 m²です。 地目別では、 田 8 筆、面積 5,357.67 m² 畑 1 筆、面積 1,216 m²です。 利用権の内容は、賃借権 1 件、使用貸借権 4 件で、全て新規です。 設定期間は、全て令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日迄です。 個人が 4 件、法人が 1 件です。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。 以上です。
議 長 (職務代理)	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10 番 安原	議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の 35 番から 80 番について報告します。 内容は、貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。 合計は、46 件、78 筆、面積 71,833.73 m² 地目別では、田 41 筆、面積 40,856.73 m² 畑 37 筆、面積 30,977 m²です。 利用権の内容は、賃貸借権が 9 件、使用貸借権が 37 件です。 借受人は個人が 17 人、法人が 6 法人です。 設定期間は、全て、令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日迄です。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。 以上です。

議 長 (職務代理)	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 1 3 番 須藤	議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」 8 1 番から 1 1 7 番について報告します。 貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。 合計で、3 7 件、5 8 筆、面積 5 3, 3 8 7 m²です。 地目別では、田 5 6 筆、面積 5 1, 8 2 3 m² 畑 2 筆、面積 1, 5 6 4 m²です。 利用権の内容は、賃借権 2 0 件、使用貸借権 1 7 件で、全て新規です。 借受人は個人が 2 3 件、法人が 1 4 件です。 設定期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 8 年 7 月 3 1 日までです。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。 以上です。
議 長 (職務代理)	ありがとうございました。 事務局から補足説明があればしてください。
事務局	議案第 5 号についてですが、農地中間管理機構は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 1 8 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令であらかじめ農業委員会の意見を聴く必要があることとなっています。 1 5 ページから 3 5 ページの 1 1 7 件は、2 0 2 6 年（令和 8 年）8 月 1 日を始期とし原則 1 0 年以上の貸借について、 賃借権 3 6 件 5 7 筆 5 5, 6 3 6. 7 3 平方メートル、 使用貸借権 8 1 件 1 3 2 筆 1 0 7, 5 8 2. 6 7 平方メートル で 計 1 1 7 件 1 8 9 筆 1 6 3, 2 1 9. 4 平方メートル の申出があったものについて、福山市農業振興課から意見聴取があったものです。 すべての案件について意見を求められた「全部効率利用要件」「農作業常時

	従事要件」を満たしており、「農地所有適格法人」としての借受案件はありませんでした。 また、地域計画の変更、更新の内容、時期に関しても問題はありませんでした。説明は以上です。
議 長 (職務代理)	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長 (職務代理)	質問等もないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり決定することに異議がない場合は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長 (職務代理)	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定することに「異議がない」旨を答申します。
議 長 (職務代理)	採決が終わりましたので、谷本会長、安原委員、下江委員、山本委員は入室、ご着席ください。 — 谷本会長、安原委員、下江委員、山本委員 入室・着席 —
議 長	次に、議案第6号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を上程します。 担当課より説明してください。
農業振興課	農業振興地域農用地区域からの除外申出の担当をしています農業振興課の吉森です。 私の方からは、2025年12月に受付を行った、農用地区域からの除外申出の内容について説明させていただきます。

農業振興課	まず概要について簡単に触れさせていただきます。 農業振興地域内において、農用地を指定した区域は、農地以外に利用できないこととなっておりますが、やむを得ない理由により、農地以外に利用する必要が生じた場合には、あらかじめ、その農地を農用地区域から除外する必要があります。 この除外をするには4つの条件があります。 まず1つ目の条件は、次の6つの要件を全て満たすことです。 「農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと」 「地域計画の達成に支障がないこと」 「農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと」 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと」 「農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと」 「土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること」 以上、6つの要件を全て満たすことが必要です。 また、残りの3つの条件として、 「不要不急のものでないこと」 「他法令の許可等の見込みがあること」 「本市が独自に基準を定めた事務取扱要領による申出資格、面積等の要件の全てを満たしていること」 以上が農用地区域から除外するための条件となります。 今回は、年2回の申出のうち、2026年1月5日を締切りとして受付けた申出分について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により協議させていただきます。 続いて、変更内容について申し上げます。 別にお配りした「福山農業振興地域整備計画の変更に係る資料」の1ページ「1.農用地利用計画変更状況（1）農用地区域からの除外」をご覧ください。 各地区の件数、筆数、面積を記載しており、合計は一番下の欄にあります57件、205筆、239,384.44平方メートルになります。 続いて、2ページ「（2）用途区分の変更」については該当ありません。
-------	--

農業振興課	続いて、3 ページ「(3) 農用地区域への編入」については、合計で、1 件、1 筆、1, 2 9 3 平方メートルとなっています。 続いて、4 ページ「(4) 土地改良事業等との調整」についてです。 こちらは、今回申出のあった 5 7 件の除外のうち、非農地証明・非農地判断を除いたもので、圃場整備地の除外について記載しています。 合計で、2 件、2 筆、8 3 8 平方メートルとなっております。 続いて、5 ページ「2.変更理由別件数」についてです。 こちらは理由別の内訳を記載しています。 「(1) 農用地区域からの除外」の変更理由としては、件数では非農地証明によるものが 2 5 件と最も多くなっており、面積では非農地証明によるものが 1 8 0, 8 7 9 平方メートルと最も多くなっています。 続いて、6 ページ「福山農業振興地域整備計画変更計画（案）」についてです。 この A 4 ヨコの表から 1 8 ページまでが、今回の農用地区域からの除外、5 7 件についての記載となっております。 続いて、1 9 ページは、用途区分の変更についての記載となっておりますが、今回該当はありませんでしたので、「該当なし」ととなっております。 続いて、2 0 ページには、今回の編入、1 件について記載しております。 続いて、2 1 ページは、補助金返還が必要な除外についての記載となっておりますが、今回該当はありませんでしたので、「該当なし」ととなっております。 最後に、2 2 ページは、今回の、圃場整備地での除外、2 件について記載しております。 本日の協議に対する回答をいただいた後、公告、1 4 日間の縦覧期間、1 5 日間の異議申立期間、広島県への協議等、所定の手続きを経て、農業振興地域整備計画の変更が決定されます。 説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —

議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第 6 号について、原案に異議がない場合は挙手をお願いします。
委 員	— 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 6 号「諮問のとおり変更することに異議がない旨」を答申します。
議 長	次に、議案第 7 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。事務局より説明してください。
事務局	福山市農地利用最適化推進委員の第 6 地区における 2 0 2 6 年（令和 8 年）2 月 2 8 日付けでの推進委員 1 人の辞任により、「福山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱」に基づき、2 0 2 6 年（令和 8 年）5 月 1 日から同年 5 月 2 5 日の間で補充募集を実施しました。 補充募集の申し込みのあった者について、「福山市農地利用最適化推進委員選定委員会設置要綱」第 2 条に基づき、福山市農地利用最適化推進委員選定委員会から農業委員会へ候補者選定結果の報告があり、推進委員候補者として「工藤勝利」さんが選定されました。 農業委員会等に関する法律第 1 7 条第 1 項に基づき、この推進委員候補者「工藤勝利」さんを選任し、農地利用最適化推進委員第 6 地区の委員として農業委員会において委嘱を決定するものです。 任期については、委嘱日から 2 0 2 7 年（令和 9 年）4 月 3 0 日までの間となります。 なお、委嘱日については、2 0 2 6 年（令和 8 年）7 月 1 日とし、同日に委嘱式を執り行う計画としています。
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質問等ありますか。
委 員	— 質 問 等 な し —
議 長	質問等がないようですので、採決します。

議 長	議案第 7 号について、原案のとおり農地利用最適化推進委員を委嘱することを決定してよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 7 号は原案のとおり決定します。
議 長	次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の 3 6 ページから 4 7 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、4 0 件を事務局長専決で受理しました。 次に、4 8 ページから 5 0 ページの「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」及び 5 1 ページから 6 0 ページの「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4 条 1 2 件、5 条 4 3 件を農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、6 1 ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が 2 アール未満の場合、農地法第 4 条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1 件の届出があり、現地確認の結果、農地進入路及び畦（あぜ）であることを確認しました。 次に、6 2 ページ「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が 1 件ありました。 専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして２０２６年（令和８年）第 ６回福山市農業委員会総会を終了します。
事務局長	委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。 以上を持ちまして総会を終了します。

午前１１時２０分閉会